

コミュニティ助成事業（概要）

	事業名	申請できる団体	助成の内容	助成金額
①	一般コミュニティ助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・コミュニティ組織 (地域に密着し、自治意識を盛り上げる活動をしている団体です。趣味や芸術などが活動の中心の団体は除かれます。) 	その団体の活動に直接必要な設備（建築物、消耗品は対象外）の購入に要する経費に対し助成します。	<p>100万円以上250万円以下の事業費（対象経費）に対し、10万円単位で助成します。</p> <p>【例】対象経費（備品の購入など）が1,234,500円の場合 <u>助成金は1,200,000円となります。</u></p> <p>*10万円未満は、申請団体の負担となります。</p>
②	コミュニティセンター助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・コミュニティ組織(同上) <p>*ただし、認可地縁団体に限ります。</p>	<p>住民の需要実態に応じた集会施設建設整備の経費に対し、一部助成します。</p> <p>※修繕については、建物の主要構造部について行う大規模修繕のみ対象となります。</p>	<p>事業費(対象経費)の5分の3以内の額を10万円単位で助成します。(但し、上限は1500万円)</p> <p>【例】対象経費(建設費など)が2,200万円の場合 助成金は1,320万円となります。</p> <p>*差額880万円は申請団体負担です。</p>
③	青少年健全育成助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ組織(同上) 	青少年健全育成事業のソフト事業(講演会開催など)に要する経費に対し助成します。	<p>30万円以上100万円未満の事業費(対象経費)に対し、10万円単位で助成します。</p> <p>*一般コミュニティ助成事業と同様です。</p>

コミュニティ助成事業について【留意事項】

奥出雲町まちづくり産業課

この事業は、宝くじの収益を財源に「一般財団法人 自治総合センター」が行うものですので、以下の点にご留意ください。

- ①町は申請取りまとめの窓口業務のみのため、町に採択の決定権がありません。
(全市町村対象の事業のため、採択されるのは奥出雲町で例年1～2件程度です)
- ②助成金では足りない事業費の部分を、町が補てんすることはありません。
(申請団体の負担となります)
- ③事業計画書の作成が必要です。
 - ・自治会及びコミュニティ組織の自己PR
 - ・事業の目的や事業実施による効果
 - ・申請する事業について過去の活動実績
(除雪車を申請する場合 自治会で行ってきた過去の除雪活動)
 - ・予算書 ほか
- ④自治会及びコミュニティ組織を構成する皆さんの同意の上で申請して下さい。
(自治会及びコミュニティ組織の規約、構成員名簿等の提出が必要となります)
- ⑤申請のための書類は、自治総合センターの指定様式を指定期日厳守で提出しなければなりません。
- ⑥採択された場合、事業実施後も自治総合センターの指示に従わなければならないことがあります。(事業導入がわかるような表示、広報掲載など)
- ⑦コミュニティ助成事業(資料1)には3つの事業がありますが、一団体に申請できるのは1事業のみです。
- ⑧今回の申請で採択された場合、実施期間は令和5年度中となります。